

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線内における座席指定料金変更等に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第 14 条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(5) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる団体乗車券を発売する場合</p> <p>(6) 別に定める列車を利用する旅客に対する団体乗車券を発売する場合</p> <p>(7) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる定期乗車券を発売する場合</p> <p>3 車船内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車船に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途に有効な乗車券類を発売することがある。</p> <p>(注 1) 連続乗車券は、各区间ごとの発着駅が連絡運輸区域内にあり、かつ、連絡会社線区間については、細則別表に示されている連絡会社線旅客運賃に基づいて運賃計算ができる場合に限って発売する。</p> <p>(注 2) 第 2 項第 5 号の「別に定める列車」とは、旅客会社線と連絡会社線とに直通して運転する列車のうち、特に指定したものをいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第 14 条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(5) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる団体乗車券を発売する場合</p> <p>(6) 別に定める列車を利用する旅客に対する団体乗車券を発売する場合</p> <p>(7) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる定期乗車券を発売する場合</p> <p>3 車船内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車船に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途に有効な乗車券類を発売することがある。</p> <p>(注 1) 連続乗車券は、各区间ごとの発着駅が連絡運輸区域内にあり、かつ、連絡会社線区間については、細則別表に示されている連絡会社線旅客運賃に基づいて運賃計算ができる場合に限って発売する。</p> <p>(注 2) 第 2 項第 6 号の「別に定める列車」とは、旅客会社線と連絡会社線とに直通して運転する列車のうち、特に指定したものをいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現行	改正
----	----

第4節 団体旅客運賃
(団体旅客運賃)

第63条 第29条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通旅客運賃の割引を行う。

第4節 団体旅客運賃
(団体旅客運賃)

第63条 第29条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 割引率は、次のとおりとする。

イ 学生団体

(1) 割引率は、次のとおりとする。

イ 学生団体

種 別		会社別		旅客会社線	連絡会社線
		大人	小児		
学 生 児 幼	生 徒	大 人		5 割	別に定める割引率
	童 児	小 児		3 割	
教 付 旅	職 添 行	員 人 業 者		3 割	

種 別		会社別		旅客会社線	連絡会社線
		大人	小児		
学 生 児 幼	生 徒	大 人		5 割	別に定める割引率
	童 児	小 児		3 割	
教 付 旅	職 添 行	員 人 業 者		3 割	

ロ 普通団体

ロ 普通団体

取扱期別		会社別	旅客会社線	連絡会社線
第 1 期			1 割	別に定める割引率
第 2 期			1 割 5 分	

取扱期別		会社別	旅客会社線	連絡会社線
第 1 期			1 割	別に定める割引率
第 2 期			1 割 5 分	

(2) 前号ロに規定する取扱期別の第1期と第2期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車等の乗車船駅における乗車船日のいずれかが第2期に該当する場合は、第2期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第1期の割引率を全行程に対して適用する。

(2) 前号ロに規定する取扱期別の第1期と第2期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車等の乗車船駅における乗車船日のいずれかが第2期に該当する場合は、第2期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第1期の割引率を全行程に対して適用する。

第 1 期	1月1日から同月10日まで 3月1日から5月31日まで <u>(北海道旅客鉄道株式会社内各駅相互発着の場合は、3月1日から4月30日まで)</u>
-------	--

第 1 期	1月1日から同月10日まで 3月1日から5月31日まで 7月1日から8月31日まで 10月1日から同月31日まで
-------	---

現行		改正	
	7月1日から8月31日まで 10月1日から同月31日まで 12月21日から同月31日まで		12月21日から同月31日まで
第2期	第1期以外の日	第2期	第1期以外の日
(中略)		(中略)	
<p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士急行株式会社線、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p>第72条の2 第37条から第39条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士急行株式会社線各駅、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるとき座席指定料金は、前2条の規定にかかわらず次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と伊豆急行株式会社線区間、<u>WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間</u>、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円（富士急行株式会社線区間にあつては座席指定料金 200 円）を併算した額</p> <p>(2) 小児座席指定料金</p> <p>旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額（富士急行株式会社線区間及び井原鉄道株式会社線区間にあつては大人座席指定料金と同額）を併算した額</p>		<p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士急行株式会社線、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p>第72条の2 第37条から第39条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士急行株式会社線各駅、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるとき座席指定料金は、前2条の規定にかかわらず次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と伊豆急行株式会社線区間、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円（富士急行株式会社線区間 <u>又は WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間</u> にあつては座席指定料金 200 円）を併算した額</p> <p>(2) 小児座席指定料金</p> <p>旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額（富士急行株式会社線区間及び井原鉄道株式会社線区間にあつては大人座席指定料金と同額）を併算した額</p>	
(以下略)		(以下略)	

附則

この通達は、平成30年4月1日乗車となるものから施行する。ただし、第14条第3項に係る改正は平成12年4月1日より適用し、第63条に係る改正は平成29年7月1日乗車となるものから適用する。